

広告物活用地区の指定について（報告）

屋外広告物は、屋外広告物法や横浜市屋外広告物条例等の法令に基づき、原則許可制であり、設置する場所や大きさなどに制限があります。ラグビーワールドカップ2019™大会開催にあたり、大会を盛り上げるために、横浜市屋外広告物条例で定める「広告物活用地区制度」を活用し、都心臨海部や新横浜都心部において屋外広告物の規制を一部緩和します。

1 課題

ラグビーワールドカップ2019™大会開催に向けて、様々な屋外広告物の掲出が想定されます。このうち横浜市屋外広告物条例及び同条例施行規則で定める基準を満たさない屋外広告物への対応が課題となります。

＜対応が課題となる例＞



橋りょう、高架構造物
(禁止物件)



フェンス(壁面)に図柄を入れる場合、フェンス面積の3/10以内



広告板に該当し、基準では表示面積は75 m²が上限

※ いずれも条例第19条に基づく特例許可により掲出することができますが、横浜市屋外広告物審議会の意見を聴く必要があり、事前の相談から許可まで数ヶ月要しています。

2 広告物活用地区制度

横浜市屋外広告物条例に基づき、市長は、活力ある街並みの形成や維持を図るため、広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは、横浜市屋外広告物審議会の意見を聴いたうえで、特定の区域を「広告物活用地区」として指定することができます。

広告物活用地区においては、その地区内における広告物等の表示又は設置の場所、位置、形状等について、禁止物件の一部を除外するほか、基準を緩和することができます。

＜参考＞横浜市屋外広告物条例（抜粋）

(広告物活用地区)

第10条 市長は、活力ある街並みを形成し、又はその維持を図るために、その区域において広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは、当該区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 市長は、広告物活用地区的区域内における広告物等の表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、第7条の規定の一部の適用を除外し、又は第16条第1項の規則で定める基準に代えて、当該区域の固有の基準を定めることができる。

建築・都市整備・道路委員会資料
令和元年5月27日
都市整備局

3 広告物活用地区の概要

(1) 期間

地区指定の告示後（7月を予定）から大会終了後（11月）まで

(2) 地区

横浜駅周辺地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、

閑内地区、新横浜駅周辺地区

※ 裏面予定地区図参照

(3) 対象となる屋外広告物

- ア 主催者（大会組織委員会）、神奈川県、横浜市が掲出する大会に関する屋外広告物
- イ 大会公式スポンサーが掲出する屋外広告物

(4) 緩和の内容

(1)の期間中に、設置し確実に撤去することが見込まれる(3)の屋外広告物（映像装置を含む。）について、橋りょう等一部の禁止物件への掲出を認めるとともに、大きさに関する基準等を適用しないこととします。

【緩和する主な広告物等の基準】

- 1 禁止物件（条例第7条）
橋りょう、高架構造物、照明塔、道路の路面
- 2 大きさ等に関する基準（条例第16条、規則第6条）
 - (1) 壁面看板（規則第6条第1号）
広告物等を設置する壁面における当該広告物の表示面積の合計が、当該壁面の面積の10分の3以下とすること
 - (2) 広告塔・広告板（規則第6条第5号）
1基あたりの基準が、高さ15m以下、表示面積が75 m²以下

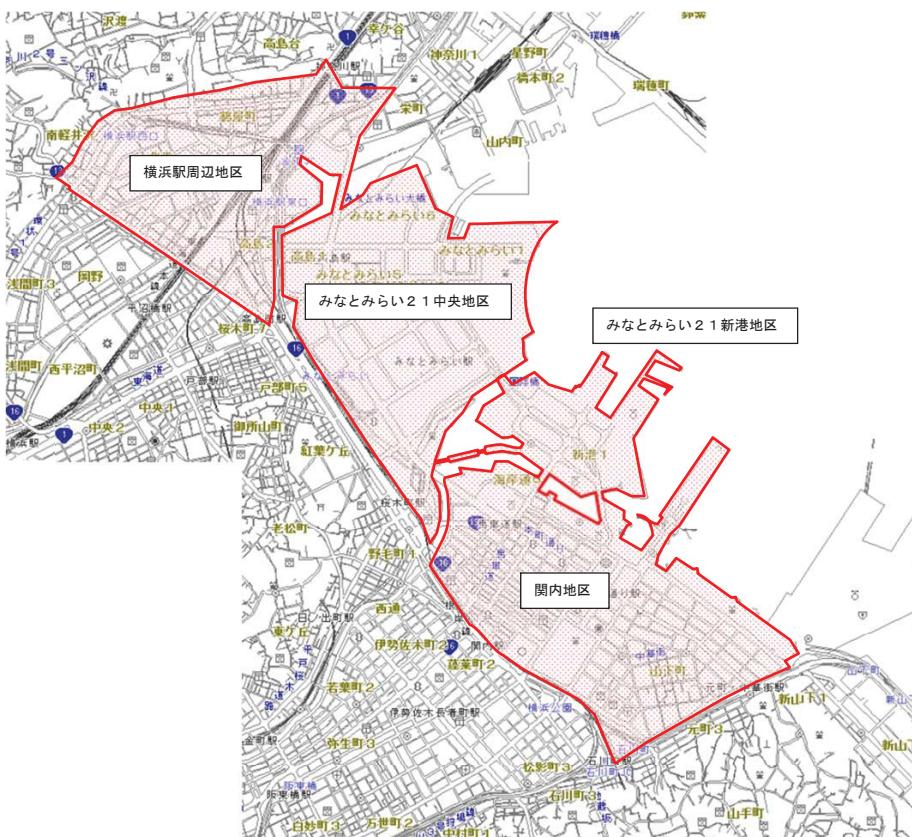
(5) 想定される主な効果

規格を超えた屋外広告物や禁止物件への掲出が可能となることから、屋外広告物が街を彩り、大会の機運を盛り上げることが期待されます。

また、特例許可によらず、通常の手続きによる迅速な許可を行うことができます。

【参考】広告物活用地区指定予定地区

横浜駅周辺地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、関内地区



新横浜駅周辺地区

